

自社株の生前贈与(相続時精算課税制度の活用)

税理士法人 山田&パートナーズ 税理士 矢崎 ふみ子

【問い】 私は未上場会社のオーナーです。わが社は今期、臨時的支出が多かったため株価がかなり下がっているのではないかと思います。この機会に私の所有する株式を事業承継者である長男に贈与したいと考えています。贈与には二通りの方法があると聞きましたのでその内容について教えてください。

【答え】 贈与の形態には従来からある暦年課税制度と新設されました相続時精算課税制度の二通りがあります。この制度は贈与者ごとを選択することができません。たとえば父からの贈与については精算課税制度を適用し、母からの贈与については暦年課税制度を選択するということも可能です。贈与制度についてご説明します。

一、暦年課税制度

贈与者および受贈者の限定はない
基礎控除額百十万円
税率一〇%から五〇%の累進課税
贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続開始前三年以内の贈与は相続税の課税価額に加算する
相続税の計算上、贈与税額が過大であつても還付されずあしきりとなる

二、相続時精算課税制度

贈与者は六十五歳以上の親、受贈者は二十歳以上の子である推定相続

人
特別控除額二千五百万円(前年までに特別控除額を使用した場合には既に使用した額を控除した金額)
税率 特別控除額を超えた部分について一律二〇%
特定贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額(贈与時の価額)を相続税の課税価額に加算する

この制度の適用後、その贈与者からの贈与はすべて精算課税制度が適用されその贈与者の相続発生時まで継続適用しなければならぬ
相続税の計算上、精算課税制度を適用した贈与税額が過大な場合には還付が受けられる

取引相場のない株式等に、特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例が適用できる

特定贈与者の相続税の納付において延納は可能であるが、贈与財産の物納はできない

贈与財産を相続開始の翌日から相続税の申告期限後三年以内に売却した場合には一定の相続税を取得費に加算することができる(相続税の取得費加算の特例)

三、相続時精算課税制度の活用

相続時精算課税制度のポイントはこの制度を選択して行う贈与については当該贈与金額が相続時に相続財

産に加算され相続税の課税対象になる点です。贈与税が非課税になるわけではありません。このポイントを踏まえて選択の有利、不利を検討する必要があります。相続財産が基礎控除額(五千万円+一千万円×法定相続人)以内であり相続税がかからない人にとつては二千五百万円を非課税で移転できることとなりますから有効な対策です。

相続税がかかる人であつても次のようなケースの場合には有効です。

- ・ 株価が今後上昇傾向にある
- ・ 賃貸物件などの収入のある物件で、果実が相続財産を形成する
- ・ 相続財産を生前に分配することに より争いを防ぐ

四、ご相談のケース

御社の株価が通常時と比較してかなり低いのであれば精算課税制度を活用した贈与を検討しても良いかと思えます。今後株価が上昇していく場合にあつてはなおさらです。精算課税制度を活用すれば一度に多くの株式の移転が可能になります。相続時には相続財産に加算して相続税の計算をし直しますが、低い株価での移転であれば相続税の負担は軽くなったと考えられます。

事業承継者に早めに株式を移転して、会社経営に力を注いでいただくのも会社繁栄のためには必要かもしれません。